

週休2日工事の実施について（R7.10改正の概要）

令和7年10月

1. 改正の目的

担い手不足が懸念されている建設業界において、若手の技術者及び技能労働者の確保・育成が重要な課題となっていることから、若年技術者等の入職の促進及び建設現場における働き方改革を推進していくため、帯広市では、令和6年3月より「週休2日工事」を実施しています。

令和7年度の国や北海道の改正に伴い、本市における取組についても推進を図るため、改正を行います。

2. 改正の内容 土木工事について、R7.10月施行の北海道要領に準拠します。

（準拠する要領）

- 土木・空港工事：週休2日工事に関する実施要領（R7.10月改正施行）
- 宮繕工事：宮繕工事における週休2日工事実施要領（改正はありません）

内 容	現 行	改正（土木・空港のみ）
① 実施形態	月単位の週休2日（4週8休）の実施を標準 ・月単位未実施でも通期の努力義務	月単位の週休2日（4週8休）の実施を標準 ・完全週休2日（土日）の努力義務 ・通期の4週8休は実施義務
② 発注方法	受注者希望型	受注者希望型
③ 交替制 （土木・空港のみ）	現場閉所が困難な場合に実施	現場閉所が困難な場合に実施 ・完全週休2日交替制の新設
④ 補正方法	月単位の週休2日で当初予定価格積算 ・月単位未実施は通期へ減額補正 ・通期末実施で補正無し	月単位の週休2日で当初予定価格積算 ・完全週休2日の補正区分新設、増額補正 ・月単位未実施で補正無し（通期の補正廃止）
⑤ 成績評定	実施による加点無し（標準評定）	実施による加点無し（標準評定）

3. 対象工事

- 週休2日工事：現場閉所が可能なすべての工事
 - 週休2日工事交替制：社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所を行うことが困難な工事（土木、空港工事のみ）
- ※ 災害復旧、緊急対応、工期末に制限のある工事等で、週休2日による実施に適さない工事は除く。

4. 経費の補正 土木工事について、R7.10月施行の北海道要領に準拠します。

- 当初予定価格から月単位の週休2日以上を前提とした経費の補正を行う。
- 受注者が月単位の週休2日による施工を希望しない又は達成状況が月単位の週休2日に満たない場合は、補正係数を乗じない。（減額補正）
- 現場閉所の完全週休2日（土日）、交替制による完全週休2日を達成した場合は、完全週休2日（土日）、完全週休2日の補正係数に変更する。（増額補正）

土木工事 空港工事	現場閉所			交替制			宮繕工事	現場閉所	
	通期	月単位	完全週休 2日（土日）	通期	月単位	完全週休 2日		通期	月単位
労務費	-	1.02	1.02	-	1.02	1.02	労務費	1.02	1.04
機械経費（賃料）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共通仮設費	-	1.01	1.02	-	-	-	-	-	-
現場管理費	-	1.02	1.03	-	1.02	1.03	-	-	-

5. 適用時期

令和7年10月15日以後に告示される工事について適用します。

ただし、宮繕工事については、当面の間、令和7年3月5日改正の従前要領を適用します。